

新たな産業の創出・地域産業の振興を支援

新技術・新製品の開発等への補助制度を創設します

産業政策課では、新たな産業の創出や地域産業の振興を推進するための事業を展開しています。

4月からは、新たに3つの補助制度を創設し、中小企業等の新製品等の開発や販路拡大、創業希望者の経営知識の習得支援等に取り組んでいきます。

各補助金の詳細については、村公式ホームページをご覧ください。

①イノベーション創出支援補助金(先進科学技術による産業振興推進事業)

「新産業の創出」「新製品の開発」を目指す企業への補助制度

【補助対象者】

▽中小企業基本法第2条第1項に規定する▽村内に事業所または事務所を有する▽同一内容で過去に他の公的機関から補助金等を受けていない▽村税を滞納していない——を満す方

【補助対象事業】

- ▼新産業創出事業…村内に立地する国等の研究機関との連携により新たな産業の創出を目指す事業
- ▼製品開発・生産性向上事業…自らが先端技術の活用等により新たな製品の開発もしくは高付加価値

化または生産性の向上を目指す事業

【補助額】

- ▼新産業創出事業…対象経費の全額(限度額200万円)
- ▼製品開発・生産性向上事業…対象経費の2分の1(限度額100万円)

【申し込み・問い合わせ】

5月31日(金)までに、産業政策課産業戦略室(☎282-1711 内線1267)へ申し込みください。



②創業スクール受講料補助金(創業支援事業)

「これから会社を立ち上げたい」という方への補助制度

【補助対象者】

▽村内に住民登録がある個人▽村税を滞納していない——を満す方

【補助対象経費】

ひたちなか商工会議所主催、那珂市商工会・東海村商工会の共催により開催される創業スクールに参加し、経営に必要な4つの知識(経営・財務・人材育成・

販路開拓)の習得に係る受講料

【補助額】

- ▼創業スクール受講料…対象経費の全額(限度額1万1,000円)

【申し込み・問い合わせ】

産業政策課商工担当(☎282-1711 内線1269) ※補助金の予算枠に達し次第、締め切りとなります。



創業スクールの案内チラシ(イメージ)

③ものづくり販路拡大支援補助金(商工業活性化支援事業)

「より事業を広めたい」という企業への補助制度

【補助対象者】

▽村内に事業所または事務所を有する▽村税を滞納していない▽製造業または情報通信業(情報サービス業に限る)を営む▽同一内容で他の公的機関から補助金等を受けていない——を満す

中小企業者の方



【補助対象経費】

自社の優れた製品や技術等のPRによる販路拡大を目的として、販売を伴わない展示会等への出展や外部委託による自社ホームページの作成・刷新に係る費用

【補助額】

- ▼県外で開催される展示会等への出展…対象経費の2分の1(限度額30万円)
- ▼国外で開催される展示会等への出展…対象経費の2分の1(限度額50万円)
- ▼ホームページの作成・刷新…対象経費の2分の1(限度額20万円)

【申し込み・問い合わせ】

産業政策課商工担当(☎282-1711 内線1269) ※補助金の予算枠に達し次第、締め切りとなります。